Ⅲ　地域経済の活性化

《商工・観光》

18　地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の総合的な推進について

【国土交通省】

【提案・要望事項】

地方の創意工夫による自転車関連施策の推進に対する支援

(1) 自転車活用推進計画に基づく地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の推進に向けて、自転車関連予算の総額確保や新たな財政支援制度の創設、規制緩和などの必要な措置を講じること。

(2) 瀬戸内しまなみ海道及び四国一周サイクリングルートをナショナルサイクルルートに指定するほか、ブルーラインの敷設や思いやり１．５ｍ運動など、本県独自の自転車施策をモデル事業と位置付けて全国展開を図るとともに、自転車関連予算の愛媛県への重点配分を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

○　平成 29 年５月に自転車活用推進法が施行され、国土交通省では、自転車活用推進本部を設置し、平成 30 年６月に自転車の活用を総合的、計画的に推進するための「自転車活用推進計画」を策定するとともに、国を挙げたサイクルツーリズムの推進に向け、日本を代表し世界に誇りうるナショナルサイクルルートの創設に向けた検討が進められている。

○　愛媛県では、平成 23 年度から「健康」、「生きがい」、「友情」を育む「自転車新文化」を提唱し、平成 24 年から愛媛マルゴト自転車道構想による県全域へのサイクリングコースの整備や、平成 25 年の自転車安全利用促進条例の制定、平成 26 年から日本初の取組である供用中の高速道路を使った国内最大規模の国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」を開催するなど様々な施策を展開しているほか、平成 30 年度に、地方版自転車活用推進計画である「愛媛県自転車新文化推進計画」を策定し、自転車新文化の更なる拡大・深化に向け取り組むこととしている。

○　「サイクリングアイランド四国」の実現に向けて、四国一周サイクリングを推進しており、四国４県、四国ツーリズム創造機構、四国地方整備局、四国運輸局で構成する「サイクリングアイランド四国推進協議会」（平成 29 年 10 月設立）で取組みを進めるほか、平成 29 年 11 月から、本県が先行して、四国一周達成者へ完走証や記念品を交付する新たな仕組みを展開している。

○　自転車業界では、スポーツ型電動アシスト付自転車「E-BIKE」のマーケット拡大に向けた動きが活発化するなど、シニア層や女性層など、年齢・性別に関係なく幅広い層が楽しめる E-BIKE の人気が高まっており、今後、規制緩和により、世界的な基準（日本の仕様よりアシスト力が高い）の E-BIKE が国内で導入されれば、更なる普及・拡大が期待できる。

【愛媛県内の取組】

○ブランド力の向上と魅力発信

　「サイクリストの聖地」しまなみ海道を核に、平成 26 年度から国際サイクリング大会を定期的（２年毎）に開催しており、「サイクリングしまなみ 2018」では、国内 47 都道府県、海外 26 の国・地域から総勢 7,215 名（海外 701 名）が参加するなど、国内外での認知度が向上しているほか、台湾「日月潭サイクリングロード」との姉妹自転車道協定の締結、しまなみ海道自転車料金の無料化（期間限定）等にも取り組んでいる。

　また、「サイクリングアイランド四国」の実現に向けては、四国４県、四国ツーリズム創造機構、四国地方整備局、四国運輸局等、関係者間の密な連携のもと、四国一周サイクリングルートの路面案内ピクトの敷設や受入態勢の充実のほか、自転車展示会への共同出展等によるプロモーション活動を展開している。

○受入環境・おもてなし態勢の整備

安全・安心なサイクリング環境を提供するため、ブルーラインの敷設をはじめ、案内板や注意喚起ピクトの設置、民間事業者と連携したＷｉ－Ｆｉの整備、休憩施設(サイクルオアシス)やサイクルトレイン等の二次交通体系の整備、滞在コンテンツを活用したサイクルツーリズムの推進、サイクリングガイドの養成等に取り組んでいる。

○自転車利用の普及・浸透

広く県民に自転車に親しみ、楽しんでいただく「愛媛サイクリングの日」の創設をはじめ、アクティブシニアスポーツ自転車体験会、子供向けサイクルスクール、女性サイクルユニットによる情報発信など、自転車を活用した新たなライフスタイルの普及・浸透に努めている。

○E-BIKE を活用した新たなサイクリングモデルの構築

シニア層や女性層の取り込みによる裾野拡大のため、自転車メーカー等と連携し、全国に先駆けた取組みとして、知名度の高いしまなみ海道や日本一細長い佐田岬半島をモデルエリアとして、E-BIKE の安全利用を含めた普及促進及び環境整備を進め、新たな魅力あるサイクリングモデルの構築を図ることとしている。

○自転車の安全利用

県自転車安全利用促進条例の基本理念である「シェア・ザ・ロード」の精神に基づき、「思いやり 1.5m運動」、「走ろう！車道運動」の啓発活動をはじめ、ヘルメット着用の推進、自転車損害保険等への加入促進に努めている。

【実現後の効果】

◇　交流人口の拡大による地域活性化

◇　自転車を通じた県民の健康、生きがい、友情づくりの実現

県担当部署：	企画振興部 政策企画局 自転車新文化推進課
	土　木　部 道路都市局 道路建設課、道路維持課

○愛媛県が進める自転車新文化の全体像

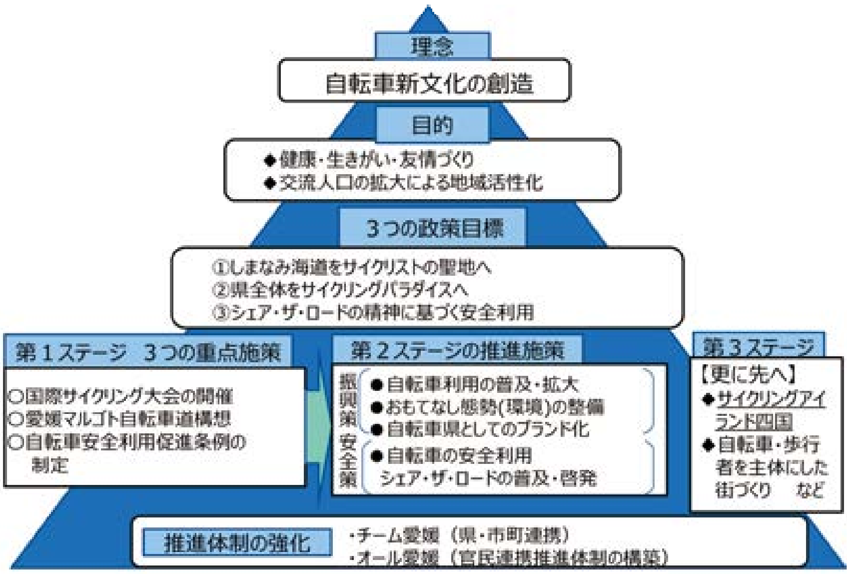

しまなみ海道サイクリングロード

四国一周路面案内ピクト第１号整備セレモニー

19　創業支援の強化について

【内閣府・経済産業省（中小企業庁）】

【提案・要望事項】
地域における創業を促進し、地域経済の活性化を推進するため、国の創業支援の更なる強化を図るとともに、これに必要な十分な予算額を確保すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

少子高齢化や人口減少が避けられない中で、地域経済が持続的に発展・成長を遂げていくためには、経済活力の源泉ともいわれる創業が継続的に生まれるとともに、その企業が地域に根付き、さらには国内外へ展開する企業へと成長できるよう、継続してサポートしていく体制の構築が重要である。

このような中、国では、日本再興戦略で、開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目標に掲げ、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画による創業支援体制整備の推進に取り組まれてきたが、認定創業支援等事業計画に基づく創業支援等の取組みを後押しする国の予算額は縮減傾向にある。

創業機運を上昇させ、創業を促進するためには、国の創業支援が強化され、市町のみならず、県と密接に連携しながら役割分担をしつつ、創業し易い環境を整えることが重要である。

【愛媛県内の取組】

○産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の策定

産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画については、愛媛県内の全市町が策定し、地域の特色ある創業支援施策を展開している。

○愛媛グローカル・フロンティア・プログラム（ＥＧＦプログラム）の推進

少子高齢化の進行と若者の県外流出により人口減少が進む中、将来の地域経済を担う起業家人材を確保するため、東京に創業クリエーターを設置し、首都圏等の創業希望者を県内に呼び込むとともに、地域課題解決型のビジネスプランの募集（H30 年度：85 件の応募）を行い、「オール愛媛」で創業からその後の定着・成長までを支援する取組みを行っている。

○愛媛グローカルビジネス創出支援事業の実施

地方創生推進交付金（わくわく地方生活実現政策パッケージ）を活用し、県内で課題解決型ビジネスにより創業する者に対して起業支援金を支給するとともに、創業の実現・定着に向けた伴走支援を行い、地域経済の新たな担い手として円滑なスタートアップを後押ししている。

【実現後の効果】

◇　課題解決型ビジネスの創出に向けたオープンイノベーションの推進
◇　地域経済の活性化

県担当部署：経済労働部　産業支援局　産業創出課

【開業率の推移】

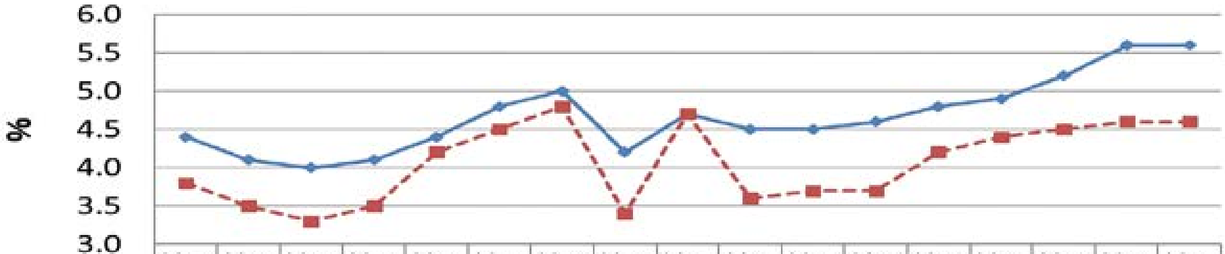

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全国	4.4	4.1	4.0	4.1	4.4	4.8	5.0	4.2	4.7	4.5	4.5	4.6	4.8	4.9	5.2	5.6	5.6
愛媛県	3.8	3.5	3.3	3.5	4.2	4.5	4.8	3.4	4.7	3.6	3.7	3.7	4.2	4.4	4.5	4.6	4.6

20　高機能素材を活用した産業創出への支援について

【経済産業省・国土交通省】

【提案・要望事項】

炭素繊維やセルロースナノファイバー（ＣＮＦ）など高機能素材を活用した産業創出に対する支援を行うこと。

(1) 県内企業の参入支援の拡充及び人材養成への支援の継続
(2) 船舶艤装品の炭素繊維強化プラスチック素材（ＣＦＲＰ）の適用拡大に向けた国際海事機関への働きかけ
(3) ＣＦＲＰを活用した建材の建築基準法に基づいた構造・耐火両面での迅速な個別大臣認定
(4) ＣＮＦの国際標準化や安全性の検討の推進

【現状と課題（背景・理由等)】

〔現状〕

・　炭素繊維の世界最大の生産拠点である東レ愛媛工場や帝人松山事業所、ＣＮＦの技術開発や応用面で先行している大王製紙など、高機能素材メーカーが県内に立地している本県では、高機能素材活用産業の創出に取り組んでいる。
・　特に、炭素繊維の分野においては、CO_2排出量削減効果が期待できる
・　船舶艤装品や高強度で耐久性の高い建築部材への利用を進めている。
・　また、国内外で激しい開発競争となっているＣＮＦについては、平成 31 年 3 月 28 日に、今後の方針や数値目標を示した「愛媛ＣＮＦ産業振興ビジョン」を全国の都道府県では初めて策定し、本県独自の地域産業・資源を活用したＣＮＦ技術の社会実装化を進めることとしており、柑橘果皮由来ＣＮＦの製造方法など、愛媛県が関係するＣＮＦを活用した特許を４件出願中である。

〔課題〕

・　企業の参入を促進するための支援制度の拡充や、販路開拓・拡大のためには、高度な設計や成形・加工のできる人材の養成への支援を継続する必要がある。
・　船舶用の素材に関しては、船舶安全法や鋼船規則等の中で、「不燃性材料」や「鋼又は鋼と同等の材料」等と規定されていることから、人命の安全を損なう危険性の低い船舶艤装品へのＣＦＲＰ適用の容認を国際海事機関に求めていく必要がある。
・　建材の事業化のためには個別に建築基準法に基づいた国土交通大臣の認定が必要となっている。
・　ＣＮＦの製品化・商品化を進めていくためには、国際基準での規格化や安全性の検討のほか、利用拡大による低価格化が求められる。

【愛媛県内の取組】

・　昨年、県内企業が法令等の規制外であるＣＦＲＰ製ポータブルスタンションを製品化し、船舶への適用を図ったほか、現在、開発最終段階となっているＣＦＲＰ製の建材用部品の製品化が進めば、国土交通大臣の個別認定に対する支援にも取り組む。
・　ＣＮＦ関連産業の創出に向けて、「愛媛ＣＮＦ産業振興ビジョン」の基本戦略に従い、本県オリジナル素材となる柑橘ナノファイバーの成分や物性等の規格化や安全性を確認するほか、社会実装化に向けた複合化技術の確立などに取り組んでいく。

【実現後の効果】

◇　CO_2排出量の削減による地球温暖化防止への貢献
◇　炭素繊維やＣＮＦなどの高機能素材関連産業の創出による国内経済の活性化

県担当部署：経済労働部　産業支援局　産業創出課

高機能素材関連分野での県内企業等の取組状況等

（１）炭素繊維関連県内企業の開発及び参入状況

○新たな製品や部材を開発し製品化に至った案件（30 件）※非公表 22 件

業種	企業名	所在地	炭素繊維関連分野での取組み内容
樹脂	㈱コスモ精機	東温市	ダーツ用シャフトを開発・販売中
機械	ウインテック㈱	東温市	不織布製品生産機械用ロールを開発・販売中
	㈱横崎製作所	東温市	大型魚類向け重量選別機を開発・販売中
			真鯛向け重量選別機を開発・販売中
	田中技研㈱	西条市	炭素繊維製成形用簡易自動機を開発・販売中
福祉	㈲愛トリノ	松山市	膝装具を開発・販売中
その他	小川ポンプ工業㈱	愛媛支社	CFRP 製ポータブルスタンションの開発
	東洋殖産㈱	松前町	

○加工について事業化を達成した企業（７社）※非公表５件

業種	企業名	所在地	炭素繊維関連分野での取組み内容
樹脂	ヤマセイ㈱	松山市	CFRP切断加工技術の確立（バス用外装部品を開発中）
機械	㈲ホリエ	松山市	ウオータージェットによるCFRP切断加工事業

○ＣＦＲＰの活用を検討している企業（２８件）

機械 14 件、金属１件、紙１件、食品１件、繊維１件、電気１件、樹脂２件、化学２件、金型２件、その他３件

（２）CFRP を利用した造船分野の製品開発状況　船舶の軽量化対策（ＣＯ$_2$排出量削減対策）

【県内造船関連企業で試作したＣＦＲＰ製小型ハッチ】
※外航船に搭載して実証試験中

【今後開発が想定されるハッチカバー】

（３）CFRP を利用した建材の開発状況　主要構造部への利用は建築基準法による認定が必要

【接合部位に CFRP を適用した試作品】

（４）愛媛県が関係するＣＮＦを活用した特許出願状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

①糊付け方法および糊抜き方法

タオル等の製造過程「糊付け、糊抜き」でCNFを調合した糊を用いると従来より低温で処理が可能（共同出願）。（出願日：平成 29 年 3 月 30 日）

②脂質代謝改善用又は肝臓脂質蓄積抑制用の食品組成物

柑橘果皮に脂質代謝改善又は肝臓脂質蓄積抑制に関する機能性があり、ナノ化することで機能が向上することがわかった。（出願日：平成 29 年 10 月 26 日）

③陶磁器等への多層絵付け方法

セルロースナノファイバー入りの絵の具で陶磁器等に図柄を重ね描きすることで、立体的な図柄表現が可能な着色技術（出願日：平成 30 年 3 月 27 日）

④柑橘果皮由来ナノファイバー及びその製造方法

柑橘果皮を化学処理することなく、ナノレベルまで解織する柑橘果皮由来ＣＮＦの製造方法と柑橘果皮由来ＣＮＦ（出願日：平成 30 年 3 月 29 日）

21　地方におけるＡＩ・ＩｏＴ等の導入・活用に対する支援施策の拡充について

【経済産業省（中小企業庁）】

【提案・要望事項】

地方版ＩoＴ推進ラボにおける支援策の拡充を図ること

（１）地域におけるＡＩ・ＩｏＴの導入・活用に向けた実証事業に対する支援策を創設すること。

（２）地方の中小企業等がＡＩ・ＩｏＴの整備促進を図るための支援策を拡充すること。

【現状と課題（背景・理由等)】

生産性の向上や新たな付加価値の創出に向けてＡＩやＩｏＴ等のデジタル技術の導入・活用の促進は、人手不足が深刻化している地方の中小企業等においても、不可欠となっている。

しかしながら、地域におけるＩｏＴプロジェクトを創出する取組を選定し支援する「地方版ＩｏＴ推進ラボ」は、メンターの派遣や懸賞事業を行っているものの、具体的な実証事業の支援等の予算措置がなく、また、ＩＴ導入補助金や企業間データ活用型のものづくり補助金は、地域の支援側・受援側ともに専門人材が不足しているため十分に活用できていない面がある。

【愛媛県内の取組】

○「えひめＡＩ・ＩｏＴ推進コンソーシアム」の設立

平成 30 年８月に産学金官が一体となり設立。普及啓発セミナーの開催等により、ＡＩ・ＩｏＴ等の導入・活用の機運醸成を図るとともに、共同研究に向けた技術セミナーの開催等を行っている。現在、地方版ＩｏＴ推進ラボの認定申請中。

○ 大学・企業との共同研究の実施及び研究テーマの発掘

大学等の研究者とＡＩ・ＩｏＴの活用に積極的な企業とがマッチングする研究会を設置し、具体的な研究テーマの設定及び研究内容のブラッシュアップを実施するとともに、その研究に要する経費等を支援することで、ＡＩ・ＩｏＴ技術を活用した試作開発研究を促進している。

○ ＡＩ・ＩｏＴ等を活用した外国人観光客の県内周遊データ等の収集

外国人観光客の周遊傾向や消費傾向を把握するための実証実験を行い、実証で得られたノウハウやビッグデータを県内企業等に提供することで新たな取組を促すこととしている。

○ ＡＩ・ＩｏＴの導入・活用の促進に向けた人材育成

ＩｏＴの普及やビッグデータの活用のため、ＡＩの知識を持つ人材の育成が急務とされており､県内企業や学生等を対象とした先端ＩＴ技術研修を実施し、将来の県内ＩＴ産業基盤を支える人材の育成を行っている。

【実現後の効果】

◇ 地方の中小企業等におけるＡＩ・ＩｏＴ技術の導入・活用事例の創出

◇ 生産性向上や新たな付加価値の創出による地域経済の活性化

県担当部署：経済労働部 産業支援局 産業創出課

えひめAI･IoT推進コンソーシアム

県内企業における生産性向上や付加価値の創出、新産業育成に向けて、AI、IoT、ビッグデータ、ロボット等の先端技術の導入･活用を支援する、産学金官による組織。

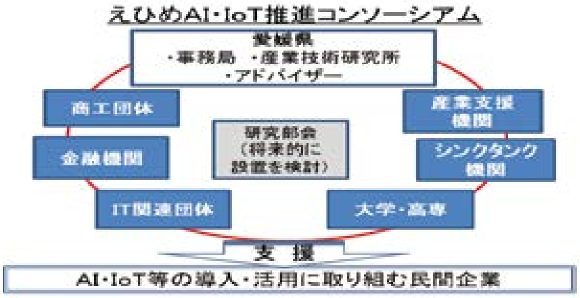

支援機関（コンソーシアム参画機関）			
1	愛媛県中小企業団体中央会	2	愛媛県商工会議所連合会
3	愛媛県商工会連合会	4	愛媛経済同友会
5	愛媛県法人会連合会	6	愛媛県情報サービス産業協議会
7	愛媛県IT推進協会	8	愛媛大学
9	松山大学	10	新居浜工業高等専門学校
11	伊予銀行	12	愛媛銀行
13	愛媛信用金庫	14	えひめ産業振興財団
15	えひめ東予産業創造センター	16	いよぎん地域経済研究センター
17	AI･IoT政策推進アドバイザー	18	愛媛県産業技術研究所
19	愛媛県（事務局）		

コンソーシアムの取組み（平成30年度）

普及啓発セミナーの開催
- ○AI･IoT等の専門家による講演
- ○AI･IoT等導入企業の事例紹介
- ○ベンダー企業等によるAI･IoT等活用のサービス紹介

研究会の設置･研究テーマの発掘
- ○大学等の研究者と企業の交流の場となる研究会の設置
- ○共同研究に向けたマッチング、研究テーマの発掘

アドバイザーの設置
- ○コンソーシアムの運営方針等への助言
- ○企業からの相談事項の解題分析、助言
- ○AI･IoT等導入企業、セミナー講師等の紹介

【その他の取組み】
- ○AI･IoT等人材の育成
- ○各支援機関におけるAI･IoT等関連事業の情　報共有
- ○ロボット関連ビジネスへの進出支援
- ○県内を実証フィールドとした「愛媛発、愛媛ならでは」の新たなサービス･製品創出
- ○AI･IoT等技術活用型の研究開発支援に向けた補助制度の創設

外国人観光客の県内周遊･消費傾向等のビッグデータの収集･分析

○県内周遊データの蓄積等
【手法】
松山空港国際線利用者（当面、韓国と中国。台湾との定期便就航後は台湾も対象）にアプリのインストールを依頼。（必要に応じて、Wi-Fiルータも貸出）
【アプリの機能】
- ・ＧＰＳデータを基に、目的地までの交通手段の情報提供、移動経路データを蓄積。
- ・ＧＰＳデータを基に、特定の観光スポット周辺で、当該スポットの観光情報を発信。
- ・観光スポットにおいて、アプリに当該スポットの感想・満足度などを入力。
- ・合せて、アプリから対象者のＳＮＳに接続し、当該スポットの魅力を発信。

○消費データの蓄積等
【手法】
上記対象国・地域別の来県外国人観光客によるクレジットカードデータの使用データを蓄積し分析

【効果】
①国際線利用者の県内周遊データの蓄積と傾向分析
②国際線利用者の消費データの蓄積と傾向分析
③目的地までの県内交通手段の情報提供、観光スポット周辺での観光情報の発信を通じたスポットへの誘導
④各観光スポットの満足度データの蓄積
⑤観光スポットでのＳＮＳ情報発信を通じた情報の拡散

22　四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載について

【文部科学省（文化庁）】

【提案・要望事項】

「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産暫定一覧表への記載

・四国が誇るべき「四国八十八箇所霊場と遍路道」は、四国４県と、関係市町村、大学、霊場会、経済団体等が一体となって世界遺産登録に向けた取組みや気運の醸成を図っており、国においても人類共通の遺産として将来にわたり保存・継承するため、世界遺産候補として暫定一覧表への追加記載を行うこと。

・札所・遍路道の文化財指定に必要な調査に関する予算の総額確保及び愛媛県への重点的な予算配分を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

四国遍路は、四国一円に広がる弘法大師空海ゆかりの八十八箇所霊場をめぐる全長1,400㎞ に及ぶ壮大な回遊型巡礼で、多様な宗教・思想を受容し発展させるという日本固有の文化を体現するとともに、往古の修行や巡礼形態を現在に伝え、今なお人々を救済し癒し続けているほか、「お接待」に代表される生きた四国の文化がそれを支えており、人類全体の文化資産として、世界文化遺産にふさわしいものと考えている。

平成 19 年に四国４県及び 58 市町村が共同で提案した「四国八十八箇所霊場と遍路道」は、世界遺産暫定一覧表記載候補の中では最上位の「カテゴリーⅠａ」の評価を受けており、平成 22 年には、産官学民が一体となって「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会を設立した。

平成 28 年には４県知事や協議会会長等が文化庁に対し暫定一覧表への記載を求める提案書を提出したところであり、国から示された課題を解決するため、札所と遍路道の文化財指定を迅速に進めるとともに、国内外の同種の資産との比較研究等幅広い観点から普遍的価値を証明するための理論構築に取り組んでいる。

他方、平成 30 年６月に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録され、世界遺産暫定一覧表の記載物件は文化遺産が残り７件と着実に減少しているものの、国では、文化審議会における調査・審議が平成 20 年以降行われておらず、追加記載に向けた手続きが行われるか不透明な状況である。

【愛媛県内の取組】

〇史跡　伊予遍路道〔観自在寺道（愛南町）、稲荷神社境内及び龍光寺境内（宇和島市）、仏木寺道（宇和島市）、横峰寺道（西条市）、横峰寺境内（西条市）、三角寺奥之院道(四国中央市)〕

八幡浜街道笠置峠越(八幡浜市・西予市)

〇名勝　星ヶ森（横峰寺石鎚山遥拝所）(西条市)

【実現後の効果】

◇　地域の住民にとって、四国遍路が地域の大きな「誇り」となり、人類共通の遺産として保護・保存し、次の世代にしっかりと継承していくための契機となる。

県担当部署：スポーツ・文化部 文化局 まなび推進課
教育委員会事務局 管理部 文化財保護課

【これまでの経緯】

H19：四国４県・関係58市町村が暫定一覧表記載候補として文化庁に共同提案
H20：文化審議会文化財分科会「生きている伝統を表す資産としての価値は高いものの、資産の保護措置と普遍的価値の証明が課題」
H22：「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会設立
H28：４県知事等が文化庁に暫定一覧表への記載を求める提案書を提出
H29：資産の保護措置の充実に向けた文化財保護計画を提出
H30：他の世界遺産登録に携わった専門家など加え「普遍的価値の証明」研究会を再編

【「四国八十八箇所霊場と遍路道」の概要】

【本県の史跡・名勝】

伊予遍路道【観自在寺道】
（愛南町）

伊予遍路道【稲荷神社境内
及び龍光寺境内】（宇和島市）

伊予遍路道【仏木寺道】
（宇和島市）

伊予遍路道【横峰寺道】
（西条市）

伊予遍路道【横峰寺境内】
（西条市）

伊予遍路道【三角寺奥之院道】
（四国中央市）

八幡浜街道笠置峠越
（八幡浜市・西予市）

星ヶ森〔横峰寺石鎚山遥拝所〕
（西条市）

23　東京オリンピック・パラリンピックを契機とした外国人観光客の地方への誘客促進について

【国土交通省・総務省】

【提案・要望事項】

(1) 外国人観光客向け航空券と周遊パスのセット販売等の環境整備

・外国人観光客を広く全国に誘導するとともに、地方での周遊・滞在を促し、地方経済の活性化に資するため、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、航空券と全国各地の周遊パスのセット販売等に向けた環境整備を進めること。

(2) 無料公衆無線 LAN の認証連携の進展に向けた支援

・外国人観光客が無料公衆無線 LAN を円滑に利用できる環境を整備するため、国で策定した認証連携に係る技術仕様（Web API 方式）の普及を図るとともに、技術を採用する通信事業者等への支援策を講じること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○外国人観光客の地方誘導に向けた取組み

・国においては、ゴールデンルートや北海道・沖縄に集中する外国人観光客の地方への分散に向け、新たな広域観光周遊ルートの形成支援を行っている。

・地方においては、新たな周遊ルートの設定と誘客拡大に向けた取組みを進めており、その一環として、全国各地で、鉄道やバス、船舶等の多様な交通手段を組み込んだ割安な周遊パスの認知度向上、販売促進等を進めている。

○航空券と周遊パスのセット販売の必要性

・周遊パスの更なる認知度・利便性の向上を図るためには、外国人観光客が航空券を購入する際に、周遊パスも合せて購入できる仕組みが有効であることから、現在、地方においては、関係する航空会社に対して、機内での周遊パスの販売に向けた働き掛けを行っている。

・しかしながら、外国人観光客の首都圏等から地方への誘導を促進するためには、東京や大阪等の基幹空港に乗り入れている航空会社への働き掛けが必要であり、地方ごとの取組みでは限界があることから、国が主導して、こうした動きを加速させることが必要。

○無料公衆無線 LAN の認証連携の必要性

本県では、平成 26 年８月、「えひめ Free Wi-Fi」サービスを開始し、平成 30 年度末には提供施設数が 2,000 箇所を超えているが、効果的にアクセスポイントを増やすため『民設民営』の手法を採用し、通信事業者のサービスをそのまま利用していることから、SSID を統一する反面、認証方式が事業者によって異なる状況となっている。

このため、今後、事業者間の調整等を通じて、認証手続の一元化を検討するとともに、他地域との認証連携を検討していく。

【実現後の効果】

◇　地方への外国人観光客誘致による地域経済の活性化

県担当部署：経済労働部 観光交流局 国際交流課 企画振興部 政策企画局 情報政策課

24　外国人材受入れの適正化及び円滑化と地域の実情に応じた制度の拡充について

【法務省・厚生労働省】

【提案・要望事項】

地方が外国人材を適正かつ円滑に受け入れるための施策を講じること。

(1)　特定技能制度の新設に伴う支援

・制度の的確かつ速やかな運用及び制度の周知に努めること。

・大都市圏へ偏在を防ぎ、地方のバランスに配慮した仕組みを構築すること。

(2)　技能実習制度の円滑な運用への支援

・研修や技能講習での言語サポート等の取組みへの支援を拡充し、送出国の多様化を踏まえた優良な送出機関の開拓に必要な支援を行うこと。

(3)　介護人材の受け入れの円滑化

・特定技能１号の受け入れに必要な試験制度について、海外はもとより、国内に在留する外国人も受け入れできるよう国内での受験も可能とするほか、経済連携協定（ＥＰＡ）による受入経験者で一定要件を満たす者は試験免除とするなど、人材確保につながる効果的な制度を構築すること。

・各種制度により受け入れた外国人介護人材が、介護福祉士国家資格を取得しやすくなるよう、必要となる実務者研修等の受講支援や、試験において英語等での受験を可能とするなどの支援を拡充すること。

(4)　外国人材に向けた支援体制の充実

・日本語や各業種の専門知識についての習得、生活面での支援など、サポート体制の一層の充実を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）】

〔背景〕

○　平成31年4月から、新たな在留資格「特定技能」による外国人労働者の受入れが始まった。しかし、地方においては、大都市圏偏在への懸念や情報不足による受け入れ企業側と外国人材側双方の不安が払拭されない状況。

○　また、技能実習制度においては、不適切な受け入れや失踪等が問題となっており、監理団体や受入企業における法令順守などの受入れ適正化のほか、実習生に対する専門知識の習得や日本語教育、日常生活等の支援を強化する必要性が生じている。

○　本県では、県中小企業団体中央会や関係機関において、受入組合への研修や技能実習生への講習を行うほか、経済連携協定により来日した介護人材については学習経費を助成するなどの支援を行っている。また、ベトナムやミャンマー、カンボジア、インドネシアなど実習生を送り出す国との関係構築にも積極的に取り組んでいる。

〔施策の拡充及び地域における取組支援の必要性〕

○　特定技能制度の円滑化に向けて、国は十分な情報提供や外国人材の適正な配置により、受入れ事業者の懸念を払拭するとともに、外国人材の生活環境等への不安払拭にも取り組む必要がある。

○　また、技能実習制度の円滑化や実習生の失踪防止を図るためには、制度を所管する国が、受入組合や実習実施企業への指導監督に加え、地域の指導機関や組合等の主体的な取組みを支援していくことが重要である。

○　特に介護分野においては、各種制度の趣旨に沿った適正な対応のほか、介護福祉士国家資格の取得促進や、日本語や介護技術習得等に対する環境整備を進めていく必要がある。

【実現後の効果】

◇　円滑な外国人材の受入れに伴う人手不足の解消、送出国の信頼獲得

◇　特定技能制度及び技能実習制度の適正運営による、企業等の生産力向上

県担当部署：経済労働部 産業雇用局 労政雇用課産業人材室
保健福祉部 社会医療福祉局 保健福祉課

25　事業承継に関する支援の充実について

【経済産業省（中小企業庁）】

【提案・要望事項】

中小企業経営者の高齢化が進む中、事業承継の一層の促進を図るため、事業承継・世代交代集中支援事業を継続的に実施するとともに、その資金供給の円滑化を図る観点から、保証要件の緩和等により支援内容を充実させること。

（1）事業承継・世代交代集中支援事業の安定的・継続的な実施

（2）事業承継に係る特例保証の要件の緩和

（3）事業承継に係る特例保証の保証料率の引き下げ

【現状と課題（背景・理由等）】

○現状

中小企業・小規模企業者の経営者の高齢化が進む中、地域の事業を次世代に引き継ぎ、事業承継を契機に経営革新等に積極的にチャレンジしやすい環境を整備するため、国では、平成29年度に以降10年を集中期間と位置づけ、事業承継税制を拡充するとともに、経営者の気づきの促進から承継、第二創業までシームレスな支援を行うこととしている。

そのような中、平成30年度補正予算では、昨年度に引き続き「事業承継・世代交代集中支援事業（50億円）」を計上し、ニーズの掘り起しと専門家による個別支援を行う「プッシュ型事業承継支援高度化事業」や「事業承継補助金」を実施することとされた。

また、信用補完制度の見直しについては、後継者個人による株式購入費用等に対応した「特定経営承継関連保証」が平成30年度に創設され、事業承継時の資金ニーズにきめ細かく対応することとされている。

○課題

- 事業承継支援は、成果に至るまで長期間を要するため、安定的かつ継続的な事業承継・世代交代集中支援事業の実施が求められる。
- 経営承継関連保証等の対象者が限定的であり、これから承継に取り組む経営者で経営者の交代が発生していない場合は対象外となる。
- また、上記保証の保証料率が一般的な保証と同等(0.45%～1.90%)であり、経営者が事業承継を行う利点を感じられない。

【愛媛県内の取組】

○事業承継等に係る資金の保証料を補助（平成29年度～令和3年度）

県内の創業促進や事業承継を支援するため、必要な資金を借り入れる際の保証料を県が全額補助している。

○県制度の事業承継支援に係る資金の融資対象者

県では、国の経営承継関連保証の対象者に加え、これから事業承継に取り組む事業者も加えている。

【実現後の効果】

◇　円滑な世代交代・事業承継を促し、地域経済の維持・発展につなげる。

県担当部署：経済労働部　産業支援局　経営支援課

26　利用しやすい有料道路料金の実現について

【国土交通省】

【提案・要望事項】

(1) 無料区間が介在する有料高速道路相互間の乗り継ぎ制度等を導入すること。

(2) 瀬戸内しまなみ海道における自転車通行料金の恒久的な無料化を実現すること。

【現状と課題（背景・理由等)】

○無料区間が介在する高速道路ネットワークの利用における不利益の発生

現行の料金制度では、高速道路ネットワークにおいて、一般有料道路を連続走行する場合は、高速道路の利用を１回と見なし、長距離逓減も継続して適用されることとなっているが、松山自動車道には、大洲道路（無料の自動車専用道路）が介在するため、西予宇和～大洲北只間は独立した有料区間として扱われ、連続走行した場合でもターミナルチャージが２回発生するほか、長距離逓減割引の適用外となっている。

○瀬戸内しまなみ海道の自転車通行料金の無料化が期間限定

瀬戸内しまなみ海道の自転車通行料金の無料化は、本四高速㈱が、国土交通省及び（独）日本高速道路保有・債務返済機構に事前届出を要する期間限定（１年）の企画割引を活用し実施している。

通行料金の無料化により、支払いに伴う一旦停止が不要となるだけでなく、安全で快適なサイクリングを気軽に楽しめ、瀬戸内の絶景が味わえることも相まって、高速道路などを利用して国内外から多くのサイクリストが訪れており、沿線の観光施設等は大変にぎわっている。

自転車通行料金が無料となったことを契機に、初めて訪れたサイクリストも多く、その魅力に感動した多くの方々から、恒久的な無料化を望む声が多く寄せられ、ファンの拡大やリピーターの獲得にも寄与するものと期待している。

【愛媛・広島の連携した取組】

○「サイクリストの聖地：瀬戸内しまなみ海道」の国内外へのＰＲ

瀬戸内しまなみ海道のすばらしさを国内外へ伝えるため、自転車王国台湾の日月潭サイクリングロードと「姉妹自転車道協定」を締結するとともに、しまなみ海道を舞台とした国際サイクリング大会を実施することにより世界中に「サイクリストの聖地：瀬戸内しまなみ海道」を宣伝ＰＲし、ＣＮＮテレビの旅行情報サイトで７大サイクリングルートの１つにも取り上げられた。

【実現後の効果】

◇　利用者重視の料金制度の確立

◇　サイクリングを核とした観光需要の更なる増大と本線交通量の増加

県担当部署：土木部 道路都市局 道路建設課

27　地方の芸術・文化施策への支援について

【文部科学省（文化庁）】

【提案・要望事項】

地域の魅力を引き出すために地方が実施する芸術・文化施策への支援の拡充

・地方が、各地域の魅力を引き出すために行う芸術・文化施策の取組みが、地域の実情や課題に的確に対応した内容（事業規模）となり、また、着実に地域活性化につながるものとなるよう地方支援の助成制度を拡充（財源確保）すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○　平成 29 年６月「文化芸術基本法」が公布・施行され、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策が同法の範囲に取り込まれ、また、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展、創造に活用することとされた。

○　このような中、文化施策には、経済成長や地方創生等の実現性が潜在していると考えられる。

○　国では、オリンピック・パラリンピック東京大会を契機に各地域が誇る文化観光資源の創成・展開とともに、国内外への戦略的広報を推進し、文化による「国家ブランディング」の強化、「観光インバウンド」の飛躍・持続的拡充をを図ることとし、地方公共団体が、地域住民や芸・産学官と取り組む事業で、観光インバウンドの拡充に資するものに対する補助制度を新設。

○　地方が、地域文化に潜在する魅力を引き出し、実効性・独自性ある地域活性化を目指す事業については、一定の継続性や事業規模が必要であるが、昨今の地方財政状況では、必要な事業規模（財源）の確保は厳しい。

○　地方の芸術・文化施策が実効性ある取組みとなるよう、地方の事業に対する国の支援（事業費の確保）が必要である。

【愛媛県内の取組】

○　愛媛県では、第六次愛媛県長期計画に基づき、施策名「個性豊かな愛媛文化の創造と継承」のもと、誇りと愛着を持てる魅力あるふるさと創りに取組んでおり、本県発信の「愛顔（えがお）感動ものがたり発信事業」や「えひめ愛顔（えがお）のこども芸術祭」など県外も対象とした独自事業を継続して実施。

○　また、新たに「愛媛国際映画祭」を 2019 年度から本格開催予定（2018 年度はプレイベント開催）。

【実現後の効果】

◇　地域の特色を備え、かつスケール感ある芸術・文化事業の実施が可能となり、愛媛文化の魅力及び発信力の向上とともに、地域活性化につながる。

◇　文化芸術の本質的価値（文化創造や担い手育成等）のみならず、社会的・経済的（観光やまちづくり、国際交流、教育等）価値の創出が見込まれる。

県担当部署：スポーツ・文化部文化局文化振興課

Ⅲ　地域経済の活性化

《農林水産業》

28　強いえひめ農業を支える基盤整備の推進について

【財務省・農林水産省】

【提案・要望事項】

強いえひめ農業を支える基盤整備の推進に必要な予算を安定的に確保するとともに、国営事業を着実に推進すること。

(1) 農業農村整備事業の推進

・農業農村整備事業関係予算の総額を当初予算で確保すること。

(2)「道前道後用水地区」など国営事業３地区の推進

・「道前道後用水地区」の全体実施設計を新規採択するとともに、「道前平野地区」「南予用水地区」を着実に推進すること。

(3) 力強い産地形成に向けた基盤整備の推進

・農業競争力強化基盤整備に係る当初予算を継続的に確保すること。

(4) ため池の老朽化・豪雨・耐震対策の推進

・ため池のハード対策に必要な当初予算を継続的に確保すること。

【現状と課題（背景・理由等)】

○農業農村整備事業の推進

多様な担い手の確保・育成に繋がる基盤整備、農業水利施設の長寿命化対策、県土の７割を占める中山間地域の振興対策、農村地域の防災減災対策などの農業農村整備を着実に推進していくためには、安定的な財源確保が不可欠である。

○「道前道後用水地区」など国営事業３地区の推進

・　道前道後用水施設は、道前道後平野の農地約 10,000ha の営農を支える施設であるが、老朽化や調整池等の耐震性能の不足が明らかとなっており、国営事業に早期着手する必要がある。

・　「道前平野地区」は、大規模経営の促進や水田フル活用の高度化などの取り組みを加速するため、650ha のほ場整備や排水対策を早急に進める必要がある。

・　「南予用水地区」は、日本屈指の柑橘産地 7,200ha の高品質生産に不可欠な施設であり、長寿命化対策や耐震対策を早急に進める必要がある。

○力強い産地形成に向けた基盤整備の推進

農業従事者の高齢化や担い手不足に加え、ＴＰＰ11 発効など農業を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、競争力が高く、更に西日本豪雨のような自然災害に負けない強い産地を形成するためには、担い手の規模拡大や収益性の向上に繋がる生産性の高い基盤の確保が不可欠である。

○ため池の老朽化・豪雨・耐震対策の推進

西日本豪雨災害でのため池被害を踏まえ、新たな豪雨災害や南海トラフ地震の発生に備えたハード対策とソフト対策の更なる推進が必要であるが、老朽化・豪雨・耐震対策のハード対策には、多額の予算が必要となる。

【実現後の効果】

◇　これまでの基盤整備により、安定生産やえひめブランドを確立してきたが、更に、高収益作物への転換を可能とする基盤整備を加速化することで、経営感覚に優れた担い手の確保・育成や輸出の拡大、海外産品との差別化による農業収益力の強化が図られ、競争力のある強いえひめ農業が確立される。

県担当部署：農林水産部 農業振興局 農地整備課

(1) 農業農村整備事業の推進

農業農村整備事業関係国予算・県割当額の推移

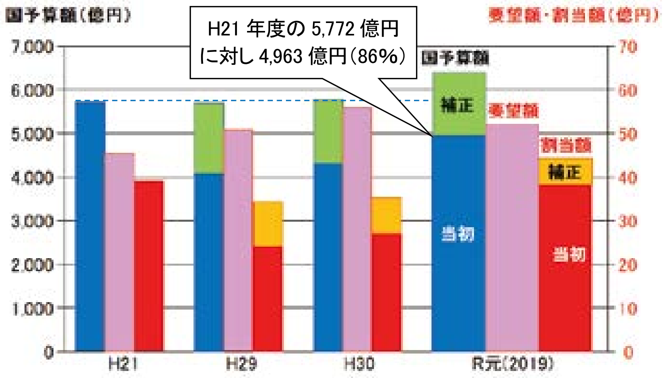

農業農村整備事業関係の令和元年度国当初予算額は、平成21年度の86%までしか回復していない。
地元の整備要望に着実に応え、計画的に事業を推進するためには、安定的な財源である

当初予算での必要額確保が必要

(2) 国営事業３地区の推進

①「道前道後用水地区」の全体実施設計の新規採択	②「道前平野地区」によるほ場整備の推進	③「南予用水地区」による水利施設の保全の推進
・施設の長寿命化対策、耐震対策 ・用水の安定供給 ・水管理の適正化	・大区画化、排水対策 ・担い手農家への農地集積 ・高収益作物への転換	・施設の長寿命化対策、耐震対策 ・高品質化・ブランド化の促進 ・産地間競争に強い樹園地を創造

(3) 力強い産地形成に向けた基盤整備の推進

【生産性の高い基盤の確保】
○水田の大区画化や汎用化、樹園地の緩傾斜化
○農業水利施設の長寿命化、水利用の高度化
（農地中間管理機構関連農地整備事業、水利施設等保全高度化事業等の農業競争力強化基盤整備事業を活用）

連携強化 ＋

【各種施策】
○新規就農者等多様な担い手の育成・確保
○優良品種・品目への転換
○農地中間管理事業

臨時・特別の措置等により
Ｒ元年度必要額は確保されたが、
継続的な予算確保が必要

○担い手の規模拡大・経営の多様化
○高収益作物の生産拡大・高品質化
○新規就農者の確保・定着

▶ **力強い産地の形成**

(4) ため池の老朽化・豪雨・耐震対策の推進

○これまでの老朽化対策に加え、新たな豪雨対策や南海地震に備えた耐震対策が急務。
○耐震対策は、緊急性の高いもの約30か所に絞り今後10年間で実施。

ため池のハード対策の必要額

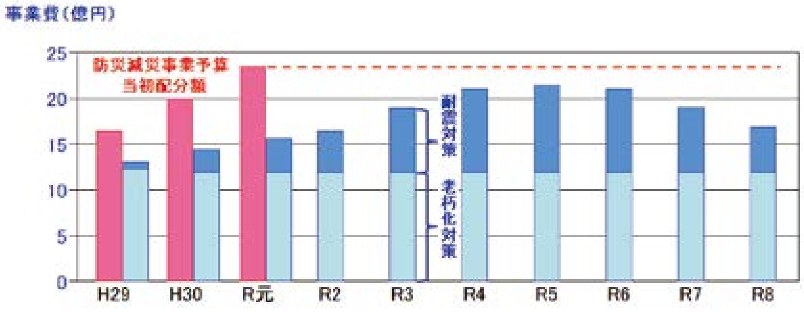

３か年の緊急対策等により
Ｒ元年度必要額は確保されたが、
継続的な予算確保が必要

競争力のある強いえひめ農業の確立

29　果樹経営支援対策の充実・強化について

【農林水産省】

【提案・要望事項】

ＴＰＰ11 発効による影響が懸念される中、果樹農家が抱える不安を取り除き、将来に向け安心して営農ができるよう、果樹経営支援対策の充実・強化を図ること。

(1) 果樹産地の活性化対策を強化するため、産地パワーアップ事業の成果目標項目の拡充等を行うこと。

(2) 果樹農業好循環形成総合対策について、産地の実情を踏まえ、高品質な加工原料用果実の安定供給と生産者の再生産価格の確保に向けた取組に対する充分な財政的支援を継続すること。

(3)　ドローン等無人航空機による防除を行う場合に使用できる農薬の適用拡大を進めること。

【現状と課題（背景・理由等)】

１　産地パワーアップ事業

○本県果樹産地においては、長年、産地を支え続けてきた主力品種が多いものの、老木化が進み、単収の低下や管理作業の非効率化が産地の課題。

○今後、ＴＰＰに対応し得る果樹産地づくりを進めていくに当たり、こうした主力品種の維持、つまり、同一品種への計画的な改植による園地の若返りや施設化による高品質果実生産は産地活性化に向けての重要な取組。

○そのため、同一品種への改植やハウス等の生産資材導入を可能とした産地パワーアップ事業について、産地がより安心して前向きに取り組めるよう、事業の継続や成果目標項目の拡充等の運用改善が必要。

２　果樹農業好循環形成総合対策

○本対策においては、優良品種への改植や改植後の未収益期間の支援、加工原料用果実の確保支援対策等を行う重要な事業として、本県においても大いに活用。

○加工原料用果実に関しては、ＴＰＰで安価な果汁が輸入されることも視野に、より高品質な原料用果実の安定供給と生産者の再生産価格の確保が必要。

３　ドローン等無人航空機防除で使用できる農薬の適用拡大

○本県のかんきつ園の防除において、平成 30 年７月に発生した西日本豪雨災害をきっかけに、スプリンクラー防除の代替手法として実施したドローン等無人航空機防除への期待が高まっているものの、使用できる登録農薬は２剤しかないのが現状であるが、農薬メーカーは、スプリンクラー復旧後の需要が不透明であること等を懸念している。

○国では、平成 31 年３月に検査コストの大幅削減や農薬散布目標面積の設定等を行ったところであるが、さらに、かんきつ園における将来需要を掲示する等により、特にかんきつにおいて優先順位の高い農薬の早期適用拡大が喫緊の課題となる。

【実現後の効果】

◇　産地の維持・強化に繋がる園地の若返りや優良品種への転換が図られる。

◇　果樹農家の経営安定と産地及び地域の体質強化が図られる。

◇　ドローン等無人航空機による新たな省力的防除技術の普及が図られる。

県担当部署：農林水産部農業振興局農産園芸課

産地パワーアップ事業の継続と弾力的運用

温州みかんの樹齢別栽培面積の動向（ha、%）

		～10年生	11年生～	21年生～	31年生～	41年生～	合計
9年度	面積	2,011.5	1,436.0	1,894.5	2,657.8	1,508.7	9,508.5
	構成比	21.2	15.1	19.9	28.0	15.9	100.0
16年度	面積	1,471.9	1,792.9	1,705.1	2,169.5	1,024.0	8,163.4
	構成比	18.0	22.0	20.9	26.6	12.5	100.0
21年度	面積	839.8	1,470.3	1,431.1	1,393.2	1,314.7	6,449.1
	構成比	13.0	22.8	22.2	21.6	20.4	100.0
26年度	面積	705.4	1,223.7	1,169.6	1,060.2	1,377.8	5,536.7
	構成比	12.7	22.1	21.1	19.1	24.9	100.0

樹齢31年生以上が40%を超えている

主な主力品種面積

（平成28年産、ha）

品種名	面積
宮川早生	1,706
南柑20号	1,061
宮内伊予柑	2,006

○同一品種の改植に係る現行制度（産地パワーアップ事業）と弾力的運用について

	現行
成果目標	要領に定める次の6項目から選択 ○「販売額又は所得額の10%以上増加」 ×「生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上削減」 ×「契約販売割合の10%以上の増加かつ50%以上とする」 ×「需要が見込まれる品目・品種への転換率100%」 ×「輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加」等 ×「労働生産性の10%以上向上」 改植のみでの達成は困難

→ 産地全体で成果目標を達成することが必要

弾力的運用
産地の実情に応じて独自の目標設定を可能 （改植園地の単収、収穫量の増加など）

ドローン等無人航空機防除で使用できる農薬の適用拡大の推進

現状
西日本豪雨災害をきっかけに、スプリンクラー防除の代替として実施した、ドローン防除への期待が高まっているものの、柑橘で利用できる登録農薬は2剤しかなく、十分な対応ができない状況
本県の柑橘園の防除では、動力噴霧機による手散布も行う必要があり、防除作業の省力化が課題
規制改革推進に関する第4次答申の「ドローンの活用を阻む規制の見直し」を受け、農林水産省では、①作物残留試験を不要とするなど検査コストを大幅に削減、②ドローンによる2022年の農薬散布目標面積を100万haに設定（但し、かんきつ園での目標値は明らかにされていない）。
農林水産省は「ドローン用の登録拡大要望農薬の再調査（H30.12.10事務連絡）」を実施、本県からは、かんきつで優先順位の高いトランスフォームフロアブル等5種の農薬を選定し要望しているところ。

→ 適用拡大に向けた規制緩和や目標設定が必要

対応
かんきつにおけるドローン利用による普及目標の設定等により、かんきつにおいて優先順位の高い農薬の早期適用拡大

30　家畜伝染病に対する防疫体制強化について

【農林水産省】

【提案・要望事項】

高病原性鳥インフルエンザや国内で 26 年ぶりに発生した豚コレラ等の家畜伝染病の防疫体制の強化対策を講じること。

(1) 家畜伝染病の国内への侵入・まん延防止に係る支援制度の継続強化

・高病原性鳥インフルエンザや豚コレラ等の家畜伝染病の侵入・まん延防止を図るため、国の支援制度の継続と必要な予算措置を講じること。

・また、発生時に迅速に対応できるよう、国においても、防疫資材の備蓄機能の拡充と防疫作業の動員体制を強化すること。

・豚コレラの感染拡大防止のために必要な措置を講ずること。

(2) 家畜保健衛生所の機能強化に対する支援の拡充

・家畜伝染病の防疫拠点である家畜保健衛生所の機能強化に必要な予算を確保するとともに、補助対象を拡充すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○昨年１月に香川県で高病原性鳥インフルエンザが発生し、同年４月には韓国での口蹄疫、８月以降には中国でアフリカ豚コレラが猛威を振るっている。また、同年９月に国内で 26 年ぶりに発生した豚コレラについても、５府県に感染が拡大するなど、家畜伝染病の発生が身近に迫っている状況にある。家畜伝染病が発生した場合の被害は甚大なものとなるため、予防に努めるとともに、迅速・的確な初動対応によりまん延を防止する必要がある。

○　国では、年々増加する訪日外国人旅行者に対応し、全国の主要な空海港において輸入検疫等による水際対策を実施しているが、本県では、国際チャーター船がそれ以外の港へ寄港するなど、更なる水際対策の強化が求められている。

○　本県では、家畜伝染病の発生に備えて、高病原性鳥インフルエンザでは 10 万羽規模、豚コレラでは 3 千頭規模の発生に対応した 24 時間の防疫作業に必要な資機材を備蓄するとともに、全庁的な動員者名簿を整備しているが、それ以上の対応は保管能力等から限界がある。

○　家畜伝染病の発生に際し迅速かつ的確な活動を行う防疫拠点として、家畜保健衛生所の機能を強化する必要があるが、現在、消費・安全対策交付金の補助対象は、一部拡充はされたものの、高度バイオセキュリティ対応施設の整備等に限られ、施設全体の整備は対象外となっている。

【実現後の効果】

◇　家畜伝染病対策の継続・拡充により、発生予防対策やまん延防止対策が一層強化されることを期待。

◇　家畜保健衛生所の機能強化により、家畜伝染病のほか生産性を低下させる慢性疾病対策が充実・強化されることで、地域での家畜衛生レベルの向上が期待。

県担当部署：農林水産部 農業振興局 畜産課

31　農林水産物の輸出促進及び国際競争力強化について

【農林水産省（水産庁）・文部科学省】

【提案・要望事項】
農林水産物の輸出における障壁や国際競争力強化への対策を講じること。
（1）インドネシア輸出に係る残留農薬検査品目へのかんきつの追加
（2）各国への輸出規制の改善及びかんきつ類輸入禁止国の輸出解禁
（3）ＧＡＰ認証の取得支援

【現状と課題（背景・理由等）】

〇日本産かんきつのインドネシア向け輸出の現状と課題

植物由来生鮮食品のインドネシア輸出にあたっては、指定品目のみ残留農薬検査を経て輸出可能であるが、未指定のかんきつは、事業者から要望があるものの輸出できないため、残留農薬検査品目への追加が必要。

〇各国への農林水産物の輸出の現状

愛媛県では、将来の国内市場縮小を見据え、東アジア等への市場開拓に取り組んでいる。しかし、かんきつ類については、台湾では残留農薬基準の未設定や日本より基準値が厳しいことにより輸出が停滞しているほか、タイやニュージーランドでは園地指定などの厳しい条件が付されており、ベトナムや中国等では二国間協議が整っておらずそもそも輸出ができない状況。また、水産物についても、中国、台湾、韓国等では科学的根拠に基づかないまま輸入規制措置を継続している。このため、各国の検疫や残留農薬基準、放射性物質検査証添付等、輸出規制の改善や、かんきつ輸入禁止国に対する働きかけが必要。

〇ＧＡＰ認証の取得支援

国際水準ＧＡＰの認証取得が農産物の更なる輸出拡大のために重要視されており、将来の担い手に必要性を認識させることは認証取得数の増加につながるため、農業高校、農業大学校等の教育機関、将来の独立した生産者を雇用する農業法人において認証を取得することが効果的であるが、認証の更新に要する審査費、分析経費、施設維持費が高額なことが継続的な認証取得のネックとなっている。現在、初年度の認証経費については農水省の補助事業により負担が軽減されているが、さらに、特に教育機関等については、複数年の更新に要する負担の軽減が必要。

〇愛媛県の取組

愛媛県では、台湾へのかんきつ輸出に際し、自主検査の実施や代替薬剤の検討を行っている。政府においては、台湾当局に対し、残留農薬基準の追加設定について、優先度の高いものから残留農薬基準値の設定を行うよう要請するとともに、諸外国へインポートトレランス申請を行う農薬メーカーを支援しており、31 年１月にジノテフラン（柑桔類）2.0ppm が設定されるなど一部で日本並みの基準値設定が実現している。

また、国際水準のＧＡＰ認証について教育機関、農業法人等の取得機運の醸成と加速化を喫緊の課題ととらえ、指導人材の育成や、先進農家による取得（＝点の取組の創出）と波及（＝面への働きかけ）に向けて取組んでいる。

【実現後の効果】

◇　県産農林水産物の輸出事業が安定し、需要が拡大することで、国内外での価格形成力がより高まり、産地の活性化が期待できる。
◇　国際水準ＧＡＰの認証の取得が広がることにより、海外で優先的に選ばれる食材供給産地「えひめ」の育成が実現できる。

県担当部署：	農林水産部農政企画局ブランド戦略課、水産局漁政課、 農業振興局農産園芸課、教育委員会事務局指導部高校教育課

32　ＣＬＴの早期普及について

【農林水産省（林野庁）】

【提案・要望事項】
県産材の飛躍的な需要拡大や林業の成長産業化の推進に期待されているＣＬＴの早期普及を図るため、加工体制整備と公共施設等への活用に対する支援等の取組を継続・強化すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

ＣＬＴは県産材の飛躍的な需要拡大につながり、山村地域活性化のための大きな手段となることから、加工体制整備と公共施設等への活用を促進し、ＣＬＴの早期普及・一般化を図ることが重要である。

(1) 加工体制の整備に対する支援

全国的にＣＬＴ（マザーボード）は、近年の生産施設の整備により飛躍的に生産能力が高まったところであるが、長大な面材であることや複雑な加工を要するため、従来の加工機では対応が困難で、ＣＬＴ加工がボトルネックとなっていることから、加工体制の整備が急務となっている。

(2) 公共施設等へのＣＬＴの活用支援

ＣＬＴは、これまで木材が使われてこなかった中高層建築物への利用など新たな木材の需要創出が期待されているが、現在のところ、認知度や設計技術者不足等により需要が限られていることから、更なるＣＬＴの利用を図るためには、公共施設等への活用支援が重要である。

【愛媛県内の取組み】

本県の森林資源はスギ・ヒノキ人工林を主体に充実し、特にヒノキ素材生産量が平成 29 年は全国第１位となるなど、林業・木材産業の基盤となる豊富な資源が蓄積されている。

平成 30 年 7 月から全国初となる原木加工からＣＬＴ生産までの一貫製造拠点での商業生産が始まり、県産ＣＬＴの供給が可能となったほか、県有施設等への木材利用を推進するため、県の「公共施設等木材利用推進方針」及び「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」に、ＣＬＴ等新たな木材利用の項目を追加し、全庁的にＣＬＴの普及を推進している。さらに、県内の木材・建築業者などで組織する「愛媛県ＣＬＴ普及協議会」と連携し、官・民が一体となって、ＣＬＴの普及啓発や設計・建築に関わる人材の育成を図ることで、ＣＬＴ建築物の建設を促進している。

【実現後の効果】

◇　中・高層建築物など、非木造建築分野における木材利用拡大
◇　二酸化炭素の固定化により、森林吸収源として大きく貢献
◇　森林資源の利用により、山村地域の雇用創出などが図られ、林業の地域における成長産業化の進展に寄与

県担当部署：農林水産部　森林局　林業政策課

33　農林漁業の担い手確保対策の強化について

【農林水産省】

【提案・要望事項】

高齢化が進む中、新規就業が進んでいない農林漁業において、意欲ある担い手を確保するための対策及び支援を講じること。

(1)「農業人材力強化総合支援事業」及び「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」の拡充強化(農業)

次世代人材投資資金事業の予算を確保するとともに、広域に展開する担い手に必要な農業用機械・施設助成を拡充強化すること。

(2) 外国人技能実習制度における「林業・木材産業」の２号対象職種への追加(林業)

林業・木材産業団体の制度改正に向けた活動を支援し、出入国管理及び難民認定法の「技能実習」における２号移行対象職種へ「林業・木材産業」を追加すること。

(3) 漁業人材育成総合支援事業の拡充・強化(漁業)

就業直後の収入が不安定な時期の生活を支援する「青年就漁給付金制度」の創設や、新規着業に必要な漁業施設の取得支援を拡大すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○新規就農者の確保と担い手の支援（農業）

新規就農者の確保・育成に不可欠な次世代投資資金（旧：青年就農給付金）の 2019 年度の本県への配分額が必要額を大きく下回っており、要件を満たす制度対象者に交付できないおそれがあるため、同資金の追加配分を行うとともに、来年度以降の予算を十分に確保する必要がある。また、広域に展開する担い手の大規模経営を支えるための農業用機械・施設を整備する必要がある。

○外国人技能実習制度における「林業・木材産業」の２号対象職種への追加（林業）

農林水産業のうち林業・木材産業については、技能実習制度の２号対象職種として設定されていないため、実習生が１年で帰国しなければならず、林業の技術移転の障害となっているとともに、受け入れに要する渡航費や研修費の経費が割高となっている。

○漁業の担い手の減少（漁業）

研修後も漁業技術の習得まで相当な期間を要し、その間の収入が不安定であることや、漁業施設等の取得に多額の資金が必要となるため、就業直後の生活を支援する青年就漁給付金制度の創設や漁業施設の取得支援の拡大を求める。

【愛媛県内の取組】

○新規就農者を研修するＪＡへの支援（農業）

新たな担い手対策に前向きに取り組むＪＡ等に対して、新規就農者の受入れ体制の整備や、就農定着に向けた支援に積極的に取り組んでいる。また、農業大学校で、時代に即した実践教育を行うなど、新規就農者の確保に努めている。

○認定農業者への経営発展の支援（農業）

経営規模拡大、生産方式の合理化等を志向する地域を担う認定農業者を対象として、機械・施設を導入する場合に経費の一部を助成している。

○外国人技能実習生制度への支援（林業）

外国人技能実習生受け入れに対して、平成２９年度から「林業担い手外国人受入れモデル事業」により、外国人技能実習生受け入れの体制を整備している。

○担い手の確保・育成体制の整備（漁業）

Ｕ・Ｉ・Ｊターン等による新規漁業就業者に対して、平成２９年度から入国前の事前教育や入国後の講習に要する経費に支援を行っている。

【実現後の効果】

◇　次代を担う新規就業候補者の確保・育成
◇　人手不足が深刻化する農林漁業の担い手の確保
◇　農山漁村の活性化

県担当部署：農林水産部 農政企画局 農政課 農地・担い手対策室

34　畜産経営支援対策の強化について

【農林水産省】

【提案・要望事項】

畜産農家が将来にわたり希望を持って経営に取り組めるよう、畜産農家の収益性向上や畜産産地の維持・拡大を図る支援対策を継続・強化すること。

・畜産農家の収益性向上等を図るため、施設機械の整備に必要な支援対策について、中長期的に継続実施するとともに、必要な予算額を確保すること。

【現状と課題（背景・理由等)】

○　近年の畜産情勢は、担い手の高齢化や後継者不足に加え、輸入飼料価格の高止まりなどにより離農が加速しており、畜産生産基盤の弱体化に歯止めがかからない深刻な事態となっている。

○　加えて、ＴＰＰ１１や日ＥＵ・ＥＰＡのほか、日米ＴＡＧ交渉などによる更なる国際化の進展により、安価な輸入畜産物との厳しい価格競争が懸念され、県内の畜産農家では将来への不安感が高まっており、新たな担い手の就農意欲はもちろんのこと、既存農家の投資意欲も大きく減退している。

○　国では、喫緊の課題である畜産生産基盤の強化対策として、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター関連対策)」を実施しているが、中小規模の畜産農家へ支援が行き渡るよう、中長期的な継続実施と予算額の確保が望まれる。

【実現後の効果】

◇　畜産生産基盤の強化対策により、中小規模の畜産農家が将来を見据えて経営の維持・発展に取り組むことが可能となる。

県担当部署：農林水産部 農業振興局 畜産課

35　農地の集積・集約化を促進する施策の充実・強化について

【農林水産省】

【提案・要望事項】

優良農地を維持・確保し、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理事業を充実・強化すること。

（１）農地中間管理事業の予算確保と補助率を維持すること。
（２）農地中間管理事業により荒廃農地を集積・集約化する場合の、農地の受け手となる担い手に対する支援を充実・強化すること。

【現状と課題（背景・理由等)】

○　国は、平成 26 年度から、農地中間管理事業を開始し、平成 35 年度までの 10 年間で担い手の農地利用が全農地面積の８割を占めることを政策目標に掲げ、全国的に担い手への農地の集積・集約化を推進しているが、本県においては、中山間農業地域が約７割を占め、耕地面積の約４割が急傾斜地を含む樹園地であるなど地域特有の要因もあり、平成 30 年３月末時点の農地集積率は 29.8%（全国 55.2%）の状況である。

○　国は、農地中間管理機構の運営費（人件費等）となる中間管理機構事業費について、平成 30 年度から、事業費の 3/10 を県負担としたが、今後、事業を継続させるためには、必要な予算の確保と補助率（国 7/10）の維持が必要である。

○　荒廃農地の状況については、平成 29 年の本県の荒廃農地面積は、14,141ha であり、前年対比 1,475ha 増加している。荒廃農地を集積・集約化する場合、農地の受け手となる担い手に、荒廃した農地の再生を行うための負担が発生する。

【愛媛県内の取組】

○　平成 26 年度から「農地中間管理事業」に取り組んでおり、平成 30 年度までの農地中間管理機構の担い手等への貸付け実績は、約 485ha である。
　しかし、26 年３月に制定した本県の「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」において、35 年度の担い手が利用する農用地の面積を約 35,000ha と定めており、目標の達成には更なる取組みの強化が必要である。

○　平成 21 年度から、愛媛県農業再生協議会において「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業（全額国費）」を実施し、平成 30 年度までに約 57ha の荒廃農地を再生した。
　当該事業は、平成 30 年度で終了したため、農地利用の最適化の推進を図るうえで、担い手への荒廃農地対策に向けた支援が必要である。

【実現後の効果】

◇　担い手への農地集積・集約化による農業経営の安定
◇　多様な担い手の確保と経営の継続
◇　荒廃農地の解消・発生防止

県担当部署：農林水産部 農政企画局 農政課 農地・担い手対策室

36　鳥獣被害防止対策の強化について

【農林水産省・環境省】

【提案・要望事項】

鳥獣被害防止対策のための支援強化を行うこと。

(1) 野生鳥獣による農作物等被害防止のための予算確保

・野生鳥獣による農作物等被害やイノシシ等の住宅地への出没による生活環境被害は、産地、ひいては地域の存続や安全安心な生活に関わる深刻な問題であり、被害防止対策推進に必要な予算確保を継続して図ること。

(2) 有害鳥獣捕獲従事者の確保に向けた狩猟免許保持者の負担軽減

・地域の有害鳥獣捕獲従事者の高齢化が著しいことを踏まえ、捕獲体制の強化を図るため、有害鳥獣捕獲実績に即してハンター保険料等を支援する仕組みを創設すること。

【現状と課題（背景・理由等)】

○野生鳥獣による農作物等被害防止のための予算確保

被害防止対策推進に必要な予算の確保はもちろんのこと、その中で、鳥獣被害防止総合対策交付金については、平成 27 年度以降、配分額が不足している。また、平成 30 年 7 月に発生した西日本豪雨災害により被災した農地の中には、今後、農地復旧を行った後に被害防止施設の整備が必要となる場合も想定されることから、一層の予算確保が求められる。

○有害鳥獣捕獲従事者の確保に向けた狩猟免許保持者の負担軽減

過疎化、高齢化が進む地域の有害鳥獣捕獲体制の強化には、狩猟免許保持者の確保が不可欠であるが、狩猟免許の保持に当たっては経済的負担が必要となることから、今後、狩猟免許の継続的な保持や新規の取得を促すためには、既存対策の対象とならない保険料、猟友会費等の支援を、捕獲のインセンティブを高める仕組みとして創設することが求められている。

【愛媛県内の取組】

○被害防止のための施設整備及び狩猟者の負担軽減支援

県では、国の採択要件（受益戸数）を満たさない防護柵・防鳥ネット・獣肉処理施設内の機器等の整備、前年度に有害鳥獣捕獲実績を有する者へのハンター保険料等について、県単独で補助を行っている。

【実現後の効果】

◇　国策に基づく継続的な被害防止対策の実施

◇　有害鳥獣捕獲の従事者確保と捕獲強化、被害防除による被害軽減

県担当部署：農林水産部 農業振興局 農産園芸課

37　米政策改革にかかる対策の充実について

【農林水産省】

【提案・要望事項】

米政策改革の定着に向け、関連対策の充実を図ること。

(1) 水田活用の直接支払交付金の確保

・飼料用米等の戦略作物に対する助成や産地交付金に不足が生じないよう交付金を安定的に確保すること。

(2) 米穀周年供給・需要拡大支援事業の予算確保

・県産米を販売する際の商品開発や販売促進等への取組を支援する予算を確保すること。

(3) 経営所得安定対策等推進事業等の予算確保

・農業再生協議会が行う戦略作物の作付状況確認等について、業務を効率化するための関係データのデジタル化やタブレット端末等を活用した現地確認システム導入を推進するための予算を確保すること。

【現状と課題（背景・理由等)】

○水田活用の直接支払交付金の確保

需要に応じた飼料用米や麦、大豆の生産を引き続き推進するためには、交付単価や助成体制の維持が必要である。

○米穀周年供給・需要拡大支援事業の予算確保

県産米の需要に応じた安定的な生産、販売を推進するため、産地が一体となった販売戦略等の取組みへの支援が必要である。

○経営所得安定対策等推進事業等の予算確保

農業再生協議会が行う現地確認業務において、業務効率化や経費低減がシステム導入により期待されている。

【愛媛県内の取組】

○水田活用の直接支払交付金の確保

収穫量日本一を誇るはだか麦の他、飼料用米や大豆、地域特性を生かした野菜等の生産推進とともに、集落営農組織や担い手等の確保育成を促進している。

○米穀周年供給・需要拡大支援事業の予算確保

業務用米等、県産米全体の安定的な販売拡大を農業団体と一体となって取組むこととしている。

○経営所得安定対策等推進事業等の予算確保

30 年度に２か所の農業再生協議会で現地確認システムが導入され、業務の効率化等が図られたことから、令和元年度は、３か所の協議会で導入を予定しており、次年度以降導入を検討する地域が増えている。

【実現後の効果】

◇　戦略作物の作付推進により主食用米の需給安定が図られる。

◇　県産米の安定的な販売拡大が図られる。

◇　転作確認業務の効率化と経費低減が図られる。

県担当部署：農林水産部農業振興局農産園芸課

38　日本型直接支払制度の充実強化について

【農林水産省】

【提案・要望事項】

（1）地域の実情に応じた区分の新設

・地域の実情に応じた特色ある農地を守るため、中山間地域等直接支払交付金の区分に「樹園地」を新設し、「畑」よりも高い単価設定とすること。

（2）高齢化や人口減少時代に対応した制度の弾力的運用

・高齢者が参加しやすいよう、事業実施期間を柔軟に設定可能とすること。

・中山間地域への移住促進や、担い手への農地集積・集約の円滑化を妨げることのないよう、協定からの農地除外の免責事由を拡大すること。

（3）超急傾斜農地保全管理加算の継続

・中山間直接支払交付金の第５期対策においても、超急傾斜加算措置を継続すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

平成 27 年４月より、日本型直接支払制度関連法が施行されたが、本県においては、急傾斜な樹園地など条件不利地域を多く抱えることや、高齢化や人口減少が著しいことなどから参加者の減少が見込まれるため、次の通り要望する。

○地域の実情に応じた区分の新設　《中山間》

果樹園は、「畑」区分の単価であるが、かんきつにおける平地地域と急傾斜地との生産条件（コスト）格差が小麦を基準とする普通畑とは大きく異なる。

○高齢化や人口減少時代に対応した制度の弾力的な運用

高齢化が急速に進む農業集落では、５年間の活動継続が難しく、継続できなかった場合の遡及返還が取組みの拡大を阻害していることから、事業実施期間を集落の実情に合わせて設定できるよう要件を緩和する必要がある。《共通》

中山間地域の活力を高めるには、移住者を増やすことが重要であることから、移住しようとする者の就業機会の確保等に向け、住宅以外の施設（店舗、作業舎等）に対する免責事由の拡大を図る必要がある。《共通》

地域農業を維持するためには、担い手への農地集積・集約化が必要であるが、協定農用地の見直しが必要となる場合もあることから、地域の実情に応じ柔軟に対応できるよう、免責事由の拡大を図る必要がある。《中山間》

○超急傾斜農地保全管理加算の継続　《中山間》

中山間地域で最も耕作条件の厳しい超急傾斜地は、耕作放棄のリスクが高いことから、加算措置による農産物の販売促進活動等により農業生産活動が今後も継続されるよう支援する必要がある。

【愛媛県内の取組】

平成 27 年からの第４期対策においては、５年間の活動継続が足かせとなり協定数、交付面積とも 10%以上減少したが、平成 28 年以降の制度改正等により新規の取組や既存協定の取組拡大によって若干の増加に転じた。また、「超急傾斜農地保全管理加算」は、協定内の超急傾斜農地の約 50%で取り組まれている。

【実現後の効果】

◇　制度の安定化により、参加者の減少を食い止め、農地保全効果が高まる。

◇　移住者の増加や担い手の規模拡大により、地域活性化が図られる。

◇　超急傾斜農地が守られることにより、耕作放棄の防止が図られる。

県担当部署：農林水産部 農業振興局 農地整備課

39　林業の成長産業化に向けた支援の強化について

【農林水産省（林野庁）】

【提案・要望事項】

林業を地域の成長産業へ育成する「えひめ森林・林業振興プラン」の推進に必要な支援制度を拡充するとともに、必要な予算を確保すること。

(1) 主伐・再造林等に対する支援制度の拡充

・植栽、下刈り、獣害対策に係る造林事業の国補助率を 60%に引き上げるなど、森林所有者の負担を軽減する支援制度の充実・強化を図ること。

(2) 林業・木材産業の生産性強化対策の予算確保と拡充

・路網開設から木材加工施設の整備に至る総合的な対策に要する予算を十分に確保するとともに、地域の実情に応じて県の裁量により重点配分が行えるような制度とすること。

【現状と課題（背景・理由等)】

○主伐の推進と確実な再造林により森林資源の循環利用を確立

本県では、林業の成長産業化に向け、県産材の増産を重要課題と位置付け、主伐の推進による安定供給体制の構築と「伐って・使って・植えて・育てて・再び伐る」という森林資源の持続的な循環利用を目指している。

しかしながら、植栽・下刈り等保育作業員の不足に加えて、長引く木材価格の低迷や深刻化するシカ被害の対策等により、森林所有者の負担増が深刻な問題となっており、主伐の推進と伐採後の確実な再造林を確保するためにも、支援制度の強化が必要である。

○国際競争力の高い林業・木材産業への転換

日ＥＵ経済連携協定等の発効により、関税が撤廃又は削減されれば、製品のみならず原木価格までが下落し、わが国の林業・木材産業はさらに厳しい国際競争にさらされることとなるため、国際競争力の高い林業・木材産業への転換が急務となっている。

このため、路網整備や高性能林業機械の導入促進等の基盤整備をはじめ、木材加工施設の大規模化による生産コストの削減、非住宅分野や海外輸出などの新たな需要の拡大が急務であり、こうした取組を支援する予算を安定的に確保する必要がある。

【愛媛県内の取組】

本県では、平成 27 年度末に策定した「えひめ森林・林業振興プラン」に基づき、主伐の導入による県産材の増産を促進することで、森林資源の循環利用、加工流通の拡大、競争力の向上を図るとともに、林業・木材産業を地域の成長産業へ育成することで、地域雇用の拡大を目指している。

また、これらの実現に向け、再造林の確保や担い手の育成などに対して県独自の支援を実施してきたほか、原木流通の改善、ＣＬＴの需要拡大や海外輸出の促進など、様々な課題の解決に取り組んでいる。

【実現後の効果】

◇　森林の保全・整備と資源の循環利用

◇　地域雇用の拡大

県担当部署：農林水産部　森林局　林業政策課・森林整備課

40　海外における日本の地名の商標登録問題への取組強化について

【経済産業省（特許庁）】

【提案・要望事項】

日本の主要な地名（都道府県名等）の保護を図ること

(1)　公知の外国地名としての認識の徹底を各国に働きかけること

主要な地名（都道府県名等）等について、冒認出願されたとしても拒絶されるよう、公知の外国地名としての認識の徹底を各国に働きかけること

(2)　公告事案等に係る情報提供を強化すること

公告や登録された場合に、自治体が的確に対応できるよう、定期的に情報提供を行うなどの支援措置を講じること

【現状と課題（背景・理由等）】

〇「愛媛」の商標公告・登録

中国では、『愛媛』の商標出願が近年増加しており、平成30年には、29類（動物性食品等）で2件公告されたことから、それぞれ異議申立を行ったほか、平成31年には3類（化粧品等）と1類（化学肥料等）でも公告されたところ。

また、24類（タオル等）では平成28年に登録されたことが平成30年に判明したが、取消審判請求等に係る費用や証拠収集の労力等を踏まえて、対抗措置を断念した。

そもそも、中国における商標制度において、公知の外国地名は出願が拒絶されるべきものであるにもかかわらず、方式審査・実体審査を経て公告されたことは、『愛媛』が公知の外国地名として認識されていないと懸念している。

〇国による取組等

特許庁の委託事業により、ジェトロ北京事務所及び交流協会台北事務所に「冒認商標問題特別相談窓口」が設置され、現地法の専門家が個別相談に対応している。

ジェトロ北京事務所では、日本の都道府県名等に関する商標出願・登録状況を年に４回調査しているが、中国において公告された場合、３か月の異議申立期間内に対抗措置を採らなければ登録され、登録後に取消審判請求や無効宣告請求等を行う場合、費用や労力等の負担がかなり大きい。

異議申立等の手続きを的確に行うために、個々の自治体が継続して情報収集することは困難であり、諸外国にジェトロ等の拠点を有する国において、２～３か月に１回程度、情報提供を行うことを求める。

〇愛媛県の取組

平成22年に中国で『愛媛／Ｅｈｉｍｅ』を31類・32類で登録したほか、国際的な商標問題に係る対応策の意識啓発等を行っている。

県担当部署：企画振興部総合政策課、経済労働部経営支援課、
　　　　　　農林水産部ブランド戦略課